

- 12 境港市渡町二三九二 自動車等運転者 正垣 福雄
- 13 境港市松ヶ枝町四五 自動車等運転者 下池 和紀
- 14 日野郡溝口町莊三四六 自動車等運転者 砂口 勇
- 15 日野郡日野町門谷五八〇 自動車等運転者 松本 善正

鳥取県公安委員会告示第十四号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

正 誤

昭和四十一年三月十五日付け鳥取県告示第二百二十七号中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

七 頁 誤
西伯郡大山町大字羽田井字萩原千八百四十五番地先

- 昭和四十一年三月二十二日 鳥取県公安委員会委員長 井 上 善 一
- 一 聴聞の期日及び場所
昭和四十一年四月六日 午後一時から
米子市統町 米子警察署
 - 二 聴聞当事者の住所及び氏名
 - 1 米子市祇園町二丁目一三三 尚 仁 植
 - 2 米子市万能町六五 園 山 重 義
 - 3 境港市栄町一四二 松 本 啓 彦

西伯郡中山町大字羽田井字萩原千八百四十五番地先

正

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
(当日は、休日の翌日)

目次

◇ 告 示 健康保険法による保険医療機関の指定
国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出の受理
道路の位置の指定

告 示

鳥取県告示第三百三十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険業局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十一年三月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称 所 在 地 診療科目 開設者氏名 指定年月日 採用点数表
前橋医院 倉吉市上福田 内科、小児科、湯川 喜美 昭和四十一年三月一日 乙表点数表

鳥取県告示第三百三十五号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の

規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十一年三月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名 所 在 地 法第三十七条第五項の規定により申出した都道府県名 申出の受理年月日
松田医院 倉吉市新町三丁目 岡 山 県 昭和四十一年二月十五日
伊藤内科医院 米子市上福原一五 全国都道府県 四十一年十二月二十日

鳥取県告示第三百三十六号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十一年三月十七日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和四十一年三月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所 道路の位置の指定場所 道路の幅員及び延長及び氏名
米子市灘町三 米子市花園町一三〇番一 三〇番三 幅員 四メートル
丁目一五二番 三〇番二 三〇番三 延長 八六・四メートル
山本 因俊 三〇番三 地先水路

